

苦情処理調査部会のあり方について

1 苦情処理調査部会の運営状況等

- (1) 情報公開推進会議では、情報公開に係る事務についての苦情の申出を専任的に処理するため、法的知識及び紛争処理に係る専門的見識を有する委員による苦情処理調査部会（以下「部会」という。）を設置している。
- (2) 部会を構成する委員は、行政組織条例に基づき会長が指名する。今期の委員として平成21年度第1回情報公開推進会議で、菅野委員、井上委員、伊藤委員の3名が指名された。
- (3) 部会の運営については、行政組織条例に基づき会長が定めた「千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領」（以下「要領」という。）で定めており、「苦情調査は、原則として、部会長が部会を構成する委員のうちから指名する委員（「調査委員」）が行う」と規定している。（要領第6条第2項）
- (4) 平成19年度第2回情報公開推進会議において、部会を構成する委員以外の委員にも部会に参加（調査に協力）してもらおう方向で議論がなされ了承された。
- (5) 平成19年9月に申出のあった苦情から、事前に部会に参加する旨回答のあった委員（以下「参加希望委員」という。）にも苦情調査に協力していただいている。
- (6) 調査に協力していただく参加希望委員は、案件が発生するごとに、部会を構成する委員と併せて部会長が指名している。
- (7) 平成21年度第1回情報公開推進会議で、参加希望委員も議決・判断にかかわれるようにすべきとの意見があった。
- (8) 平成21年度第2回情報公開推進会議で、参加希望委員も議決・判断にかかわれるよう、要領の改正案を次回の会議で諮るよう会長から指示があった。
- (9) 平成22年度第1回情報公開推進会議で、参加希望委員の意見を最大限尊重し、意見が分かれた場合は情報公開推進会議で議論する旨を部会の運営に係る文書に明記するように会長から指示があった。

2 対応案

平成21年8月27日付け情公推第29号別紙「苦情処理調査部会の運営について」を次のように改める。

(新)

4 委員が関与する範囲について

ア 部会を構成する委員とともに調査にあたり、部会の会議で意見を述べるものとする。

イ 部会での最終的な議決・判断にあたっては、委員の意見を尊重するものとする。
この場合において、意見が一致せず、部会で議決することが適当でないと部会長が判断する場合は、推進会議に報告するものとする。

(旧)

4 委員が関与する範囲について

ア 部会を構成する委員とともに調査にあたり、部会の会議で意見を述べるものとする。

イ 委員の意見は尊重するが、最終的な議決・判断は苦情処理調査部会が行うものとする。

苦情処理調査部会の運営について

苦情処理調査部会においては、部会を構成する委員以外の委員にも下記のとおり部会に参加いただくこととしている。

記

1 委員の選任について

ア 原則は情報公開推進会議委員の名簿順に、部会に参加する旨事前に回答があった委員を選任するものとする。

イ 部会への参加の可否については、事前に委員に確認するものとする。

2 委員の身分について

苦情処理調査部会を構成する委員ではなく推進会議の委員として、部会に関与するものとする。

3 委員と申出人の利害関係の有無について

苦情申出や開示請求を一緒にやっていたなど、委員と苦情申出人の関係が強い場合は選任しないものとする。その他、利害関係の有無については苦情処理調査部会で検討するものとする。

4 委員が関与する範囲について

ア 部会を構成する委員とともに調査にあたり、部会の会議で意見を述べるものとする。

イ 委員の意見は尊重するが、最終的な議決・判断は苦情処理調査部会が行うものとする。

